

## 外国人義務教育未修了者と夜間中学の役割：社会的セーフティーネット構築のための日本語教育

Foreigners who have not completed compulsory education and the significance of evening junior high school:

Japanese language education as a social safety net

宮崎里司(みやざき さとし 早稲田大学日本語教育研究科教授)

MIYAZAKI Satoshi (Graduate School of Japanese Applied Linguistics, Waseda University)

キーワード: 公立中学校夜間学級(夜間中学)・義務教育未修了・日本語教育・SDGs・アウトリーチ

公立中学校夜間学級(夜間中学)は、義務教育未修了者の受け皿となっているが、歴史的には、日韓基本条約の締結(1965)に伴う韓国引揚者、日中国交正常化(1972)による引揚者、ベトナム戦争終結(1975)に伴うインドシナ難民などの受け入れを経て、中高年日本人、在日韓国・朝鮮人、元不登校・ひきこもりの若者、そして、2000 年以降は、仕事や国際結婚等で来日した外国人やその家族等が急増、さらには、アジア・アフリカからの難民や脱北者等や、無戸籍・居所不明の若者も在籍している。全国夜間中学校研究会調査に基づき、「第 64 回全国夜間中学校研究大会・大会資料」(2018 年 9 月)で発表された結果によると、全 31 校の生徒総数は 1,699 人、生徒層別人数は、新渡日外国人(仕事や国際結婚等で戦後來日した外国人と家族等)、1,215 人(71.5%)、日本人 282 人(16.6%)、中国等からの帰国者 140 人(8.2%)、在日韓国・朝鮮人 54 人(3.2%)、難民 7 人(0.4%)、日系移民 1 人(0.1%)となっており、出身国籍・地域は 37 か国に広がり、多国籍化が進んでいる。加えて、「義務教育修了者が中学校夜間学級への入学を希望した場合の対応に関する考え方について」(2015 年 7 月 30 日文科省通知)を受け、不登校等で十分学習できなかった形式卒業者でも入学可能となり、先の 1,699 名中 7%に当たる 119 名が在籍していることが判明した。

平成 22 年国勢調査(大規模調査)によれば、義務教育未修了者について、「在学したことのない者」または「小学校を中途退学した者」の数に限っても、約 12 万 8000 人確認されているが、「小学校卒業後中学校に入学しなかった者」や、「中学校を中退した者」の数は含まれておらず、実際の義務教育未修了者はこの数を上回ると考えられる。その中でも、教科を学ぶ上で必要な日本語力に課題を抱えると予想される生徒は、新渡日外国人、中国等からの帰国者、難民や日系移民を併せると、全体の 8 割を超えている。日本弁護士連合会が、「人権救済申立」に基づき、2006 年 8 月 10 日、政府に「学齢期に修学することのできなかつた人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書」を提出し、文部科学省も、外国籍の者についても、国際人権規約等を踏まえ、日本国籍を有する者と同様に夜間中学に受け入れ、教育機会を確保することが求められるという認識を示したことなどから、平成 28 年 12 月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、「年齢・国籍等を問わない教育機会確保」や「国・自治体の教育機会確保の責務」等を定めた<sup>1</sup>。こうした流れは、2015 年国際連合の「国連持続可能な開発サミット」において、「我々の世界

<sup>1</sup> 平成 27 年の国勢調査(簡易調査)では、世帯員に関する事項のうち、在学・卒業等教育の状況は外されていたが、令和 2 年の大規模調査では、この法

を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」である、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、SDGs (Sustainable Development Goals) が採択されたことも大きく影響している。SDGs は、2016 年から 2030 年までに、発展途上国のみならず、先進国自身も取り組むべき国際的な目標で、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成されているが、教育は SDGs の目標4に位置付けられており、UNESCO(国際連合教育科学文化機関) が主導する ESD(Education for Sustainable Development)も、目標4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する」と関連し、リテラシーの向上に努めている。文部科学省は、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう推進しているが、2020 年 3 月現在、夜間中学は、全国 9 都府県 27 市区に 33 校の設置に留まっている。2019 年 6 月には、「日本語教育の推進に関する法律」が成立し、国内における日本語教育の機会の拡充や、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育充実を図るため、これらの指導等の充実を可能とする教員等(教員及び学校において必要な支援を行う者をいう)の配置に係る制度の整備、教員等の養成及び研修の充実、就学の支援その他の必要な施策を講ずる(第 12 条関係)とある。こうしたことから、本報告では、社会適応への困難を抱え、自発的な申し出ができず、従来の支援から取りこぼされてきた「アウトリーチ型」義務教育未修了者が学ぶ夜間中学の課題を、日本語教育を例に、重要なソフトインフラの一環と位置付け、そうした整備がなされることによる最大の受益者は、日本社会であるという認識の醸成が重要であると捉える。具体的には、発表者が関わってきた、東京都墨田区の夜間中学における日本語教育実践の支援活動や、文部科学省の、夜間中学の設置促進ならびに、充実事業計画書の審査に携わってきた経緯から、夜間中学における義務教育課程を修了させる上で、日本語能力に課題を抱える生徒に対しては、単に、教育機会を確保するだけではなく、学ぶ上で重要な教育言語である日本語教育の識字力(リテラシー)を向上させる意義を考察する。併せて、留学予備教育や外国人就労者のための日本語教育だけではなく、こうした基礎日本語教育に携わる専門家の養成についても言及し、一条校である、公立中学校夜間学級で教科教育に携わる教員への日本語教育支援を、任意ではなく義務的支援と位置付けるとともに、大学の教職課程や、改正教育職員免許法の成立により導入された、教員免許状更新講習プログラムにおける、日本語教育関連科目の導入の意義についても考察したい。

## 参考文献

関本保孝・前川喜平(2018)「夜間中学—歴史・意義・課題—」, 前川喜平他『前川喜平—教育の中のマイノリティを語る』, pp.66-109, 明石書店.

全国夜間中学校研究会(2018)『第 64 回全国夜間中学校研究大会・大会資料』

宮崎里司(2016)「持続可能性からとらえた言語教育政策：アウトリーチ型ならびに市民リテラシー型日本語教育支援に向けて」, 『早稲田大学大学院教職研究科紀要』8, pp.35-53.

文部科学省(2018) 文部科学広報, No.218, 平成 30 年 1 月号.

---

律の施行を勘案し、義務教育未修了者の実態を的確に把握するため、「小学・中学」の選択肢を「小学」及び「中学」に分割される予定。